

第75回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成28年12月6日(火曜日)

出席議員 (13名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
			12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (1名)	11番	石黒 永剛		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課商工 振 興 室 長	中 石 嘉 勝	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (1名)	商工観光課長	森 田 善 章		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 報告第 8 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)
日程第 5. 議案第 130 号 町有財産の無償貸付けについて (平福地域旧公衆用便所)
日程第 6. 議案第 131 号 佐用町総合計画の策定について
日程第 7. 議案第 132 号 工事請負契約の変更について ((仮称) 南光地域保育園建設工事)
日程第 8. 議案第 133 号 字の区域及び名称の変更について
日程第 9. 議案第 134 号 農作物共済無事戻し金の交付について
日程第 10. 議案第 135 号 畑作物共済無事戻し金の交付について
日程第 11. 議案第 136 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について
日程第 12. 議案第 137 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について
日程第 13. 議案第 138 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について
日程第 14. 議案第 139 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 15. 議案第 140 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 16. 議案第 141 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 4 号) の提出について
日程第 17. 議案第 142 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
日程第 18. 議案第 143 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
日程第 19. 議案第 144 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
日程第 20. 議案第 145 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
日程第 21. 議案第 146 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 3 号) の提出について
日程第 22. 議案第 147 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案 (第 2 号) の提出について
日程第 23. 議案第 148 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案 (第 3 号) の提出について
日程第 24. 同意第 5 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 25. 同意第 6 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 26. 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長 (岡本安夫君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第 75 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましてはおそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

9 月議会が終わり、そして、敬老会、運動会、そして秋の行事など、いろいろとたくさんの方の行事に追われた中だったのですけれども、気がついてみたら、今年も、もう 1 カ月を切ったということで、本当に月日がたつのが早いなというように感じております。

兵庫県でも鳥インフルエンザだけでなく、人間にもインフルエンザが流行るんじゃないかというようなことなのですけれども、どうか皆さん、風邪などもらわれないように、この12月議会を元気で乗り切っていただきたいと思います。

さて、今期定例会には、条例に関する案件が4件、平成28年度各会計補正予算案が8件、また、町総合計画の策定について、工事請負契約の変更についてなど、22案件が付議されております。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵邊典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

師走を迎えて、本当に今年も実質もう20日ほどということで、残り少なくなってまいりました。

そういう非常に気忙しい中での12月の定例議会でございますが、本定例議会にも、それぞれ案件といたしましては、第2次の総合計画、また、補正予算、そして工事の請負契約の承認、そして人事案件等、それぞれ重要案件上程をさせていただきます。それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

非常に本格的な冬に近づいてきたのですけれども、その中で、先ほど、議長もお話のように、鳥インフルエンザが全国あちこちで既に発生をしております。県内においてもインフルエンザのウイルスが検出をされたということも聞いております。町内にも大きな養鶏場等がありますので、これが一旦発生するということになると、ああした非常に大きな対策をしなければいけないということで、県の指導、指揮のもと動くマニュアルになっているのですけれども、佐用町としても、そういう時に迅速に対応できるように職員の出勤等の予定、こういう点について、十分準備をしておくように指示をしているところであります。

それから、少しちょっと時間いただきまして、報告させていただきますけれども、先般、3日に林業講演会を開催させていただきました。石堂先生に講演をいただいたので、議員の皆さんも出席いただきまして、ありがとうございました。

その中でもふれられておりました、朝来の生野にバイオマス発電所が完成をして、2日に、これの竣工式がありました。規模的には、赤穂の日本海水が既に発電をしております規模の3分の1ぐらいで、そんなに大きなものではありません。

佐用町の太陽光発電が5,000キロワットで、今回の生野のが5,600キロワットという、最大発電能力としては、それぐらいのですけれども、これ火力発電になりますから24時間発電しまして、だいたい稼働率でいくと75パーセントぐらい稼働しますと年間3,700万キロワットぐらいの発電をするという予定だというふうに聞いております。

これにつきましては、県森林組合連合会が燃料の供給を担当するというので、そこまでの施設を県森連がつくる。

それから、その燃料を、火力発電所は、関西電力の子会社が建設をして、そこに燃料を売るということになります。

年間、6万トン余りのそうした木材が必要になるのですけれども、現在、既に、工場の側に2万トンほどが貯留してあります。ほかにも1万トン余りがあるということを知っておりますけれども、2万トンという量も、現実、そこで見ますと、本当に莫大な量です。これを安定的に供給していくというのは、本当に、なかなかこれが非常に難しいというのか、非常にそれぞれが協力しないとできないなという感じがいたしております。

佐用町におきまして、搬出をして、なっておりますけれども、これは当然、燃料とし

て使うわけなので、B材と言いまして用材にならないものを、そういう燃料に出すということで、私とこの森林組合の今の状況を見ますと、だいたい伐採している、間伐をしている材の2割ぐらいを、そういうB材として出しております。そうすると、6万トンを出そうということになると、30万トンぐらいの用材を出荷しないとしないということ、全てのものを燃料にするというのはもったいないし、値段的にもトン6,700円ということですから、とても合いません。

そういうことで、佐用町においては、基本的には日本海水のほうに出荷をするという形になるのですけれども、私とこの量で、年間だいたい7,000立米ぐらい何とか今年出そうということで森林組合がやっているのですけれども、その2割としても1,400トンほどしかないのですね。

そういう中で、燃料さえあれば、本当に安定して出荷できる体制があれば、そうした発電所もできるのですけれども、なかなか、どこにでもすぐできるというものではない。

県内にももう1カ所、そういう計画があるということなのですけれども、県森連が関係して協力してやっているのは、日本海水の赤穂の発電所と朝来の発電所という形で、今、稼働をしております、佐用町の森林組合もそちらのほうで一緒に事業として取り組んでいることを報告をさせていただきたいと思っております。

ちょっと時間いただきまして、報告で御挨拶とかえさせていただきます。22日までの開会となっております。ひとつどうぞ、よろしく願いいたします。

議長（岡本安夫君） 　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第75回佐用町議会定例会を開会いたします。

今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、天文台公園長、各支所長であります。

なお、石黒議員より体調不良のため欠席届が提出され受理しております。

また、商工観光課長より葬儀のため欠席の届があり、商工振興室長の代理出席を許可しておりますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。7番、岡本義次君。8番、金谷英志君。

以上の両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（岡本安夫君） 　続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月6日から12月22日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 12 月 6 日から 12 月 22 日までの 17 日間と決定しました。

日程第 3．行政報告について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 3、行政報告に入ります。
町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2 件の行政報告をさせていただきます。

まず、1 点目は、ちょっとお手元に資料を 1 部、佐用風土というのをお配りさせていただいておりますけれども、この地域特産物のブランドネーム並びにロゴマークの決定についてを報告させていただきます。

地方創生加速化事業において、地域特産物の高付加価値化及び販売促進のための佐用町特産品のブランド戦略の決定を、実施をいたしました。

その一環として、地域特産物のブランドネームとロゴマークの作成をしたところであります。作成に当たりましては、関係団体からなる佐用町地域特産物ブランド化推進協議会を発足して、協議を行った結果、地域特産物のブランドネームを佐用風土と決定をいたしました。

そのコンセプトにつきましては、まず、佐用町には、清流・千種川や寒暖の差から生まれる深い朝霧、満天にきらめく美しい星空、ひまわりなどを育む太陽、先人が築き上げた棚田など豊かな自然や四季折々の恵みがあり、それらを「風土」の文字に込めております。

次に、地名や歴史などには「月・太陽」「陰・陽」のように対極を示すものが多くありまして、「佐用の風土」を形作っております。佐用の文字の読みかえとして、作るさようですね、作用するという「作用」がありまして、相対する様々な要素を掛け合わせ、魅力的な化学反応を起こしてほしいという思いも込めております。

3 番目に、風土、これは英語のもう 1 つ食べ物「Food」でもあります。この佐用の風土から食物の食べ物の「Food」を産みだしていきます。食を中心とする特産品のイメージも想起できるように、「佐用風土」に英語の Food を併記し、スローガンやコンセプトとして表現をしております。

この以上の 3 点がコンセプトとなっております。

ロゴマークの入ったのぼり旗などの作成もいたしておりまして、随時、町内の農産物直売所、事業所などに配布するほか、町内外でのイベントや商談会等での PR に活用していきたいと考えております。

また、今後は、ロゴマークをシールにしたり、包装にデザインしたりして、商品に明示できるようにしていきたいと思っております。

このブランドネームやロゴマーク、現在作成しております佐用町特産品カタログなどのツールを有効に活用してオール佐用の取り組みを、今後、展開していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お手元の資料、これの中身をご一読いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいた

します。

次に、もう1点、来年度、平成29年度の職員採用予定者の決定であります。

今年度末で退職の予定者数は、10名あります。このうち、一般行政職が8名、それから看護師1名、現業職1名、計10名が退職予定になっております。

その中で、先般、選考試験を行いまして、一般行政職の受験者数が30名ありまして、その中で合格者数7名、保健師につきましては、受験者数3名で合格者数2名採用を決定しました。

それから、保育士につきましては退職者ないのですけれども、昨今の非常に保育所の入園者の低年齢化、いろいろな障害の持った子供たちも入所しております。そういう中で、保育士2名を、採用をしております。受験者2名で合格者2名という形になります。

合計、11名の採用ということになりました。

これまで、合併以来、毎年、職員の人員削減を計画的に行ってまいりました。そういう中で、現在、257名という形になっておりまして、まだ、若干、今後、定数の削減は努力していきたいと考えておりますが、もうあまり急激な、これ以上の削減というのは、いろいろな面で支障を来たしますし、必要ないなという考え方をいたしております。

そういう中で、来年度、29年度につきましては、保健師につきましては、地域包括支援センター、これが発足しております。その組織の体制を充実していかなくちゃいけないということで、1名の増員を図りました。

もう1名は、朝霧園の看護師が退職となりますので、その後、後任という形になります。

それから、保育士につきましては、先ほど申し上げたとおり、退職がないのですけれども、職員としての採用、2名を行っております。

それから、県の市町振興課のほうからも、県への派遣を要請もされておまして、佐用町として、職員の研修も兼ねた県への派遣、出向を1名考えたいということで、一般職を7名という形にさせていただきました。

ちなみに、だいたい採用者の地域なのですけれども、町内が8名、それから町外が3名という形になります。一般職での町外者は1名、上郡の出身になります。

それから、保健師につきましては、たつの市と、それから相生市。なかなか町内での保健師の応募がないという形で町外からの採用ということになりました。

それから、こちらは、あまり意味がないのですけれども、地区ごとにおきましては、それぞれ旧佐用が2名、上月が2名、三日月2名、南光2名、それぞれ各地域が2名ずつの採用という形に、結果的になっております。

以上、報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上、行政報告は終わりました。何かあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 最初の佐用風土のロゴマークのことでございますけれども、これはいろいろ、佐用町内に、味わいの里とか、上月なんかありますね。そういうところで販売しておるものとか、それから、野菜つくったりしている各部会がありますね、そういうような人は、このマークを使っていると、こういうふうな解釈でいいのですか。これが1つ。

それから、今、採用の中身、おっしゃったんですけれども、それぞれの名前は、教えてもらっていいですか。そこらへん2つ。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 失礼します。

先ほどのご質問なのですけれども、町長の説明の中にもありましたように、これを決定する段階で、佐用町地域特産物ブランド化推進協議会というものを発足させまして、そこで協議したわけなのですけれども、そこには、ふれあいの里上月、三日月特産加工組合、南光ひまわり館、それから道の駅宿場町ひらふく、佐用町商工会、佐用町観光協会、JAの生活センター、それから、県の普及センターとかいったメンバーで構成しておるのですけれども、基本的には、こういった団体に所属されている方につきましては、使用していただいて、町内外に広くPRしていただければというふうに考えております。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 合格者につきましては、町の正面にあります掲示板のほうに、お名前等も既に掲示をさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それは、掲示しておるかどうか、まだ、ちょっと、今言って、初めてわかったのですけれど、この場で、議員に教えてもらうことはできないのですかということやけど。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ですから、公告しておりますから、そういうふうに教えてほしいということであれば、名前も別に皆さんに報告をさせていただきます。

ただ、名前をここで報告しても、なかなかの方というのは、誰もわからないので、実際に報告が必要かどうかということです。

だから、報告を読み上げて、それでいいのであれば、読み上げさせて…

〔岡本義君「それでいいです」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） いいのですか。

〔岡本義君「はい」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） それでは、一般職につきましては、内山太貴、上村祥子、湯浅康智、井上友介、間嶋健太、入江直紀、舟引勇太。女性が1名で、あと6名が男性という形になりました。

保健師につきましては、山本 拓。男性の保健師です。それから、木村優花。女性です。これが2名であります。

それから、保育士につきましては、福本星奈、森崎のぞみ、この2名であります。以上です。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありますか。

それでは、日程第3を終了します。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．報告第8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて)

議長（岡本安夫君） それでは、日程第4に入ります。

報告第8号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第8号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、公用車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを、報告を申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成28年10月26日午後2時頃、商工観光課職員が事務処理のために姫路市下手野のサイクルショップへ向かう際に、たつの市新宮町の福栖橋東交差点において、赤信号のため停車していた相手方、乙ということにさせていただきますが、所有の車両後方面に追突をし、その弾みで、その車両の前方面が前に停車していた相手方（丙）所有の車両後方に追突をしたため、相手方（乙）車両及び相手方（丙）車両に損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を100パーセントとし、相手方（乙）及び相手方（丙）に対する車両修理費等の100パーセントに相当する額として、相手方（乙）に46万円、相手方（丙）に33万9,280円を支払う内容で、11月10日に地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をいたしたところであります。

このように、本件により、また、信頼を著しく失墜させたことは、まことに申しわけなく、心から深くお詫びを申し上げたいと思います。それとともに、12月の課長会におきましても事故再発の防止につきまして、強く職員に注意をしたところであります。

以上、報告を申し上げ、提案の説明の理由とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 再確認という意味で、問わしてもらいますけれど、これ多分、物損だけで済んで、人身はなかったと思うのですけれど、その車には、何名乗って、いわゆるとまっておる車にぶつかったということは、前方の確認ができていなかったと思うのですけれど、それは何か、スマートフォンしておったとか、電話かけよったとか、2人乗っておって話しておったとか、そこらへんのもう少し詳しい状態はどんなのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 相手方につきましては、車両には1名。それから、もう1つの車両には2名の方が乗っておられました。それぞれ、事故後、診察をいただいて、人身にはならない。人身はなかったということで、物損だけの処理ということで、人身に至らなかったということでもあります。

職員につきましては、1人で運転をしておりました。当然、これは原因としては前方不注意。これはもう前方不注意以外にないのですよね。赤信号でとまっていた車両に追突をしております。その時の職員として注意が緩慢になってしまっていたとか、居眠りをしていただけではないと思うのですけれども、そういう事故を起こしたことについては、十分職員も反省し、また、これは1人だけの問題ではなくて、こうして議会のたびに、こうした報告をしなければならぬというような状況、これは大いに、職員それぞれが気持ちを引き締めて反省をしなければいけないということで、強く注意をしたところでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） これ相手方の車の損害額だけが載っておりますけれど、役場の車については、どうだったのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 役場の車につきましては、前方部分が大破をしておりますので、その車自体も非常に老朽しておりましたので、もう廃車という形で処理をさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 車の整備するところの方と話す機会がありまして、相当えらい傷んでおった、損傷だったということを知っております。

ですから、やっぱりこの相手方に約 80 万円。そして、役場の車も古いとはいえ、廃車にせざるを得なかったということであれば、相当の金額が出たわけで、皆さんおっしゃるように、いつも保険に入っていますから、保険から出ますということでございますけれど、それは、保険に入っておる、入る時も、もちろん税金で入っておるのですから、そして、事故を、こうやって起こすたびに、皆さんご存じのように、その保険料が高くなりますね。そこらへんは、どうなのですか。

もうちょっと、再三再四、被害者じゃなくて、加害者の格好で事故が起きていますので、そこらへんは、本人に対する何かペナルティーというものはあったのでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 車の部分の保険金につきましては、一律これは入っておりますので、個人の任意保険のように、実際に使われたら増額するとかいうことではなくて、一律、公用車保険に入っておりますので、増減というのは特にございません。

それから、本人に対しては、町長のほうから嚴重注意ということで、口頭でございますけど、きつく注意喚起のほうを促していただいております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 町長、言われているように、定例会たびというのか、頻発というのか、しておりますので、私は個人の問題というのか、制度というのか組織というのか、そこから背景を共有化する意味で、少しお聞きしたいというふうに思います。

まず、1人で乗っておられた職員ですけれども、正規の職員だったのか、非正規の職員だったのか。

それから、10月26日、水曜日ということは、その前の週、22、23日というのが、行事がたくさんありましたので、例えば、休日出勤とかいう形があったのかどうか。

あるいは、その週、遠方への出張とか、商工観光課、遠くへ行くこともあると思います。そういうことがあったのかどうか。

あるいは、振りかえの休日をとられたのかどうか。そのあたりは、いかがでしょう。

〔商工観光課商工振興室長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工振興室長。

商工観光課商工振興室長（中石嘉勝君） 運転した職員は、11月のサイクリングイベントのほうに向けて忙しくはしておりましたが、事故のあった10月については、遠くの出張もございませんし、休日出勤とかもしておりません。

それから、時間外についても行ってないという状況でございました。以上です。すみません。運転していたのは正規職員です。

議長（岡本安夫君） よろしい。

4番（廣利一志君） はい。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 前に、そういう何か不祥事があった時に、名前がはっきり新聞にも載ったので、わかっていますけれど、減給とかいうような措置が出たわけですね。ですから、このたびは、そういう口頭の嚴重注意だけで、そういう減給とかのペナルティーとかはなかったのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） こうして、交通事故、職員が公用車でたびたび起こしているということについて、先ほど言いましたように、特に最近、これが多いのではないかと、そういう重い危機感を持っております。

ただ、公用車以外の報告というのも、当然、させております。私用車ですね。これも、大きな事故というのはいない。ほとんどが物損で、人身事故というのがあれば、また、ここでも個人の問題でも報告させていただきますけれども、そういう中で、今の社会の中で、車をじゃあ運転せずに、使わずに仕事をするということは、なかなか難しいわけです。

ですから、これは、私個人に置きかえても、いつ、そういう事故を起こすかわからない。その可能性は十分持った中で、毎日生活をしているという思いがあります。

同じ職員が、たびたび何かの大きな原因があって起こしているということであれば、当然、それに対する対処というのは必要になりますし、また、町としても、先ほど、廣利議員がお話のような、非常に過重労働で居眠りをするような状況なり、なかなか休暇がとれていないとか、そういう問題があれば、これも町としても、当然、対策を考えなきゃいけない。改めなきゃいけないということも思います。

しかし、一般的な、こうした交通事故に対して、じゃあそれを、職員に、そういう処分をすると。給与にかかわる処分ですね。嚴重注意も処分は処分なのですけれども、重い処分をするということは、なかなかこれは、重大な過失をもって相手方に大きな人身、けが、また、死亡事故、こういう場合は当然ですけれども、こうした追突等の事故に対しまして、そこまでの、なかなか処分をするということ自体は、これは難しいといえますか、そこまで、私は、今の時代の中で考えるのは…。そのために、これはお金で解決できる問題じゃ

ないということですが、やはり、そのことが、可能性があるということの中で、保険制度、保険にも加入をしているということも1つはありますので、そうした減給処分等の処分は、私は、いたしていません。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それは、誰だって、車使って、こういう車社会の中では、自分かて被害者になる場合、加害者になる場合、多分にあると思います。

しかし、今までは、人身事故って、相手がけがしたり、自分もけがしたり、亡くなったり、そういう大事には至っていないけれど、物損で済んでおりますけれど、もし、ひとつ間違ったら、そういう人身で大けがさせたり、また、自分が亡くなったり、相手が亡くなったりいうのにつながりますので、今後、十分注意はしていただきたいと思いますが。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、これについては、その個人、個人、そのたびにどうするかということではなくて、規定でこういう場合には、こういう処分をしますというのは、これはやはり労働条件みたいな契約みたいな中になりますから、明記しております。

ただ、そこにも状況は、やっぱり判断しなければいけない部分があるわけです。

当然、これまでも、つい最近、ついというか去年ですか、職員が追突のような事故を起こしております。その時には、人身事故にもなっております。それにつきましては、処分をいたしております。これ減給につながる処分を行っております。

だから、そういう状況に合わせてというのは、当然、やっておりますので。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありますか。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） 石堂議員。

6番（石堂 基君） ちょっと、私は、個人の原因なり、処分とかという観点じゃなしに、事故の再発なり、町が組織として取り組まなければいけないという観点から質問をさせていただきますのですが、議案の提案説明の中にもあったように、この定例会ごとに、この事故の関係の専決が出てきていると。3月、6月、9月、そして、この12月。この1年間の中で4回以上、4件以上の案件が出てきているわけなのですが、特にこの交通安全、交通事故に関して、町としては、当然、組織としてルールの中で、安全運転管理者等会議の設置がされていると思うのですね。

この3月以降、6月にあつて、9月にあつて、そういう状況が続く中で、この会議がどのように開催をされているのか。あるいは、その会議の中で、当然、安全教育というふうなものをやらなければいけないということが、ルールの中にあると思うのですけれども、これについて、安全会議の議長の副町長になろうかと思うのですけれども、この1年間、

どのように実施をされてきましたか。

[副町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、副町長。

副町長（坪内頼男君） 事故をなくするという事は、本当に、この車社会の中で非常に難しい問題です。

いろいろな、さまざま取り組みを1件でも少なくするという事で、今、石堂議員のほうから安全運転管理者会議の話もありましたけれども、8月31日に、そういった会議も開かせていただいて、どうしたら、こういった近年発生している事故を減らすことができるかということ協議させていただいています。

そういう中で、方法としては、例えば、警察でチャレンジ100という、そういった無事故・無違反の取り組みがあります。まず、そういうものについては、積極的に手を挙げて参加するという事で、特に、これにつきましては、新しい職員を中心に、毎回チームを組んで取り組んでおります。

ちなみに、27年度は無事故・無違反ということで表彰もしていただいたのですが、今回も取り組んでいます。1月中ごろで100日終わりますので、そのどういう結果かなど、そういった取り組みもさせていただいたり、それと、この安全運転管理者の会議とは別に、町で安全衛生委員会というのを設置しています。これは、毎月開催しているのですが、特に、そういった事故防止につながる、今、廣利議員のほうからもご質問ありましたが、職員の残業とか、そういうものによる体調不良とか、それから、ほかの原因とか、そういうものがないように、時間外の多い職員については、チェックというのですか、そうして、いかに時間外を減らして体調を健康な状態にというような視点で相談させていただいたり、直接的に安全運転の啓発をガルーンとか、そういうものの中で啓発させていただいたり、そういったさまざまな取り組みをさせていただいているのですが、結果、こういった事故が続いているという中で、先ほど、町長もお話しになりましたけれども、職員だけではなく、我々の意識も、やはり安全運転についての意識を高めないと減らないのじゃないかということで、この12月の職員集会でも、そういったお話を町長もされるし、私のほうもさせていただきました。

そういう取り組みをさせていただいております。

[石堂君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、石堂議員。

6番（石堂 基君） 答弁の内容から言えば、会議のほうは実施をされているということなのですが、やはり3月、6月、9月というふうに頻繁に起こっている状況の中で、会議の中だけでの話、それから、取り組みというものの具体性がない中でというのは、ちょっと手薄かなと思うのですよね。

これ条例じゃなしに、規程の中に、交通事故等の取り扱いについてということで、安全運転管理等の会議の設置義務が書かれている規程ありますよね。その中にもあるように、一応、法令に基づいて、交通安全教育と、それから自動車運転の安全教育をやりなさいということになっているので、従来やられているのかもわからないのですが、従来はない形で、この教育というものを、もう少し充実させていかないと、今の状況は、多分、

同じように続くような気もしないではないです。

なぜ、そこを力説するかというと、やはり行政自身は、運転が業務じゃないですから、そういうふうな運行管理者とか、あるいは、そういう義務というのは、法的には義務づけられていませんけれども、やはり通常の旅客、あるいは貨物をやっているところなんかについては、相当の台数、10台とか20台レベルからでも、こういうふうな教育というのは定期的にやられているので、そのあたりも少し、どこか参考にしていただいて、この職員に対する交通安全教育、あるいは安全運転教育ですね、これを一応、やるというふうに規程にはなっているので、そこはちょっと、手厚く考えていただきたいなということを申し上げておきます。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 佐用町の所有の車というのはたくさんあります。毎日、誰かは運転しているわけですが、この物件事故が起きて当たり前というのか、それは起きないほうがいいのですよ。

しかし、これだけ走っておったら、やっぱり相手もあることですから事故があると思うのです。

それで、地方公務員法の分限及び懲戒ところを見ましても懲戒処分はあるのですけれども、懲戒処分を表に出して処分していきますと、また、職員が委縮する場合がありますし、また、「車使ってくれと」言ったら、「いや、車は使えません」というような職員も出てくるおそれもあります。

それで、職員にこういう事故が起きた場合には、意識づけをするために始末書なり、理由書いうのですか、そういうことを書いてもらって、何が原因だったのかなというようなことを反省してもらいたいんじゃないかと思います。これは、懲戒処分でも何でもありません。

町長も、先ほど、お話し聞きますと、嚴重注意したということのようです。なのですが、そういった文章で残すというのか、反省文、始末書なり理由書というものを残していくのも1つの方法ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、職員は、事故の報告をすぐさせます。

それから、後から自分の反省と今後の、そういう事故を起こさないという意味での始末書を、当然、提出をさせております。そういうことは、十分に本人、事故を起こした本人につきましては、そういうことをします。

ただ、これは、先ほど言いましたように、たくさんの職員もおりますし、たくさんの公用車あって、毎日、それが運行しております。全員がそのことを共有して、職員全体が注意しなければいけないということなので、そういうのが、なかなか浸透していないのですけれども、私も機会あるごとに、そうした朝礼とか、そういう時には、こういうことを1

つの特に例に挙げて、厳しくといたしますか、強く注意喚起をしておりますので、今後とも、そういうことで臨みたいと思います。お願いします。

[山本君 挙手]

議長（岡本安夫君） 山本議員。

9番（山本幹雄君） 行政処分は、どういうふうになっていますか。

行政処分いうて、どういうことか言うと、普通、人身事故、今回なんか、人身事故じゃないか、あるか言うてみたって、当然、車の免許証を何カ月停止とか、そういう部分があると思うのですけれども、過去にあっても、そういう部分があったはずなのですけれども、そうなると、職員の仕事の関係いうのも、ちょっと、どうしても拘束される。お前、車乗って行けという部分においても、車の免許を、はっきり言って、6カ月、そんなのじゃなくても、60日停止とか、そういう部分があったり、過去にしているのじゃないかと思うのです。

文章において反省文書かすいうことは、非常にいいことかなというのを竹内さんの部分についてはいいのですけれども、ただ萎縮して車に乗るのが嫌だというようなばかなことはあってはならないので、一般企業においては、車に乗ってバンバン走っている企業いっぱいあります。運送業いっぱいあります。それを口頭だけで、「はい」で済むようなこと、普通はないと思うのです。普通は。僕らはそうです。はっきり言って。

だから、この前の議運の時にも、ちょっと言わせてもろたのですけれども、事故が10回あったら町加害の10件。じゃあ、町の被害が10件とか、同じだけあっていいんです。ところが、ほとんど聞くと、町が加害者なのです。加害者。そうですね。

同じだけ被害と加害があって、ようさん乗っておるからしょうがないですはと言うたら、そうやなですけれども、ようさん乗っておるから、しゃあないですか言いながら、ほとんど加害者なのですよ。

と言うことは、ようさん乗っておるからしゃあないじゃないのですよ。何か問題あるのですよ。きっと。そうでしょう。

そこらへん考えないと、口頭で厳重注意したって済まないし、先ほども言うたように、車の免許の停止が6カ月、それ以上のもあります。私なんかもっと、それ以上のもので経験していますから、それ自慢になりませんけれども、こんなことばっかりしよったらありますよね。仕事もだんだんできなくなりますよ。

だけど、口頭で注意だけで済むという問題では、もう私、これだけの期間、何回も事故しましたというの聞けば、もう過ぎていると思うのですけど、どうですかね。ちょっと、答弁お願いします。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 確かに、このところ議会のたびに、こうして報告をさせていただかなきゃいけないという事故が増えているという、私も、そういう危機感を持っておりますし、その問題があるということについては、当然、そうした認識をいたしております。

ただ、ここで議案として出させていただく場合には、町が損害賠償の責任、国家賠償に基づく責任があるということでの議案として提案をさせていただくのであって、その被害

者になった場合は、それは、当然ここには報告はないのですね。上げないのです。

だから、ここに議案に出させていただくのは、全て加害者になった場合に議案を出させていただくという形になりますので、全てがそういうふうに加害者ばかりじゃないかというふうには言われるのですけれども、実際には、被害者になった事故も、当然あります。それは向こうの保険で直していただくなり、また、個人的には、そういう和解、保険会社との話でさせていただくという形になっております。

ですから、処分につきましても、言われるように、これだけあるから、ここで処分しなきゃになると、過去に処分を、そういうことではしていないのに、増えたから、その者を対象にここですということ自体は、ちょっとこれは公平性に欠ける部分が出てきますので、先ほど申しましたように、その処分については、事故の程度、内容によって処分の規程というのをつくっておりますから、それに基づいて処分を、これからもしていくとしか、今年はやらないと思います。

職員がずっと仕事の中で、業務の中で行っているものにつきましてはね。

ですから、これまでも町が、そうした減給処分等も、当然、行ったこともあります。それは、そういう内容が、人身事故であったり、過失度が高いとかですね、処分の規程に照らし合わせて処分もしておりますので、今回、追突事故で2台という形で玉突きになっておって、額も大きくなっておりますけれども、そういう処分のこれまでの内容からすると、そうした減給等の処分までは至らない事故であるというふうには、これはご理解をいただきたいと思います。

[山本君「今までで、(聴取不能)者の免停とか…」と呼ぶ]

議長(岡本安夫君) ああ、処分、そっちのほうのね…個人の処分というのか、その行政上の、それあったのかなということです。

[町長 挙手]

議長(岡本安夫君) はい、町長。

町長(庵途典章君) これまでも、当然、交通事故の警察の行政処分ですよ。それは、あります。

例えば、もう何年か前になりましたけれども、職員が死亡事故を起こしております。これはもう免停、いやもう、取り消しですね。取り消し処分。これは保育士でしたけれども、取り消し処分になっておりますし、それから、一般職の者も、その処分として免停2カ月とか、それは1カ月とかという形だったと思います、詳しくはわかりませんが、講習所に行って、1日で、それで1カ月であれば、講習を受けて、免許がまた交付されるという形にはなっておりますけれども、そういう処分も当然受けております。

[山本君 挙手]

議長(岡本安夫君) はい、山本議員。

9番(山本幹雄君) 議運の時にも言わせてもろたんですけれども、確かに、議運の時にも答えました。被害者になったことがありますと。

けれども、被害者になった時でも、当然、報告はせなあかんですよ。

圧倒的に加害の事故のほうが多いということだと思うのですよ。

だから僕は、100、ゼロとは言っていません。だから、ある程度あるだろう、被害者の部分もあるでしょうけれども、圧倒的に加害者の事故のほうが多いのじゃないかと思う。

圧倒的に加害者のほうが多いということになると、やっぱり、もうちょっと考えないと、口頭で、嚴重注意で、過去との整合性がとれない言うて、いつまでも、そんなこと言うておって、今はいいですよ。今は。取り返しのつかない、さっきも言ったように、死亡事故ということもあるわけですから、事故なんて、本当にそんな事故がないとは絶対言えんわけやから、よっぽど慎重にしないと、町民から聞かれて、もし、今日でも明日でも、1年後でもいいですけど、事故があったで、死亡事故でもあった時に、町民から聞かれた時に、今まで、こういう時、どうしておったんや言うて、いやもう議会のたびに、事故した、事故したって言うて、報告があつて、町長が嚴重注意で終わっておって、そしたら、このざまかと言われますよ。

今まではいいかもわからん。今までも死亡事故起こしておるのだから、いいわけじゃないのですよ。だけど、よっぽど、本当に気をつけへんと、これだけ続きよったら、本当に口頭の嚴重注意だけで済む問題では、もう私は過ぎたのではないかなという気がしますので、もう1回だけ言うておきます。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） ですから、今までも、そういう死亡事故とかにつけば、当然、そうした処分をしております。

今回の処分の内容については、そうした嚴重注意という処分の範疇に入るということで、この最終的な取り扱いなのです。

ですから、これからも、当然それは、今、山本議員言われるように、どんな事故が起きるかわかりません。私自身だって事故起こすかもしれません。その時に、そうした重大な大きな事故、処分に対するものであれば、当然これは、減給だけじゃない。停職処分にもなる場合もありますし、場合によっては、解雇というような、重大な酒を飲んでというようなことになればあります。

だけど、それはそこで、きちっと適切な、そういう面での対応はさせていただきます。

そういう中で、そういうことが起きないように、常にそうした事故を1つの、今の状況を職員が、やっぱり真剣に、みんなが考えて、交通事故をしないように、安全運転に気をつけていくという、このことを、やっぱり努めていかなければならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 結局、その交通安全教育というところが、やはり形骸化しているとか、やっぱりこれは、先進的に民間なんかで進んでいるところがありますので、ぜひそれは参考にさせていただいて、直すべきところは、やっぱり直していただきたいなという

ところと…。

前に、私、一般質問か何かで取り上げてしたのですけれども、やっぱり各課とかで、所属長のところで、免許証の確認とかいうのは、年1回やっているとかいうようなところは、これは必要かなというふうに思います。その時に一言、健康状態のところとか、先ほど聞きましたように、要するに残業とかいうところで体調がどうなのかというところは、面談、懇談というの、数分でできることなので、ぜひ、それを合わせてやっていただきたいということと…。

もう1つ、先ほど言った、非正規、正規というところで、非正規の方が、実は、規則上は車に乗れないというふうになっていると思うのですけれども、それが今回は、正規職員の方なのですけれども、これはこれでまた、1つ大きな問題になりますので、やっぱり、その対策も合わせて立てていく必要があるのかなと。2点。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 交通安全の意識づけ、教育というのは、非常にこれは私たち公務員、役場だけではなくて、各会社や組織もありますし、それから町民としても皆さん一人一人問題等もあります。

そういうことで、春、夏、全国の交通安全週間という運動の中で、町民の皆さんにも啓発するために、交通安全の大会を催して、また、啓発をみんなしていただくということも、一生懸命、毎年…。

ただ、それも確かに形骸化している。もう毎年のことやというような形になっている部分もあります。だから、それをしたからといって、交通事故が本当に全くなっているかということ、なくなりませんし、佐用町においても長い間死亡事故がなかったといっても、やはりどうしても、結果的には、いつかは、そういうものが起きてしまうという社会の状況にあります。

それだからこそ、いつ起きるかわからないからということからこそ、常にそのことについて、しっかりと一人一人が十分に交通事故を起こさないようにという気持ちを持ち続けなきゃいけないと、安全運転に努めなきゃいけないということになるかと思います。

ですから、組織としても、当然、先ほど、副町長も話しましたが、そういうことは、当然しておりますし、職員も、そういう気持ちというのは、常に持ってくれていると思うのですけれども、それぞれができること、また、常に、そういう気持ちを切らさないような取り組みという、これは防災も含めて同じことだと思っておりますけれども、取り組みは、今後とも継続してやらせていただきたいと思っております。

それから、その交通事故の場合は、これ運転しなければいいのですけれども、車の運転につきましては、今、職員も採用を、例えば新しく、来年度、今日、発表しました職員採用します。半年間の任用につきましては、まだ、正規の職員としての、そういう取り扱いができない部分があります。だから、その間は、運転はさせません。それを過ぎますと、当然、運転ができるということになりますし、臨時職においても雇用形態、ちゃんと、そういう雇用、佐用町の職員であります。それについては、公用車の運転はできないということはないと思っております。

それは、例えば、町が今言う、今回出したような、できるかできないかは、こうした職員が起こした場合に、町としての損害賠償責任が取れるかどうかというところで判断をするところだと思っておりますので、今、臨時職であっても、これは最終的には町長が認め

た者ということになるのですけれども、職員として採用期間6カ月間を経過した者ということで規定をしておりますので、それはいわゆる、雇用、臨時職であっても、それは町としてのさせた以上は、町が、私が認めた以上は、損害賠償責任も逆に負わなきゃいけないということになりまして、運転はできます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第5．議案第130号 町有財産の無償貸付けについて（平福地域旧公衆用便所）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第5、議案第130号、町有財産の無償貸付けについて（平福地域旧公衆用便所）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第130号、町有財産の無償貸付けについてのご説明を申し上げます。

本物件は、所在地、平福字下町西側705番地2で、木造平屋建て、面積は9平方メートル、評価見込み額が22万8,000円という建物でありまして、以前は、観光客用の公衆便所として建設をしたものでありますが、平成11年、道の駅宿場町ひらふくのオープンとともにその用を終えて、長期間閉鎖をしたままでございました。

このたび、本物件と隣接をする、平福地域の佐用第8分団車庫の改修に伴い、地域防災のための資材庫として有効活用したいとの地域からの要望に応えまして、平福地域に無償貸付けをいたしたいと考えます。

本物件は、今後、公共事業等での利用計画もなく、今回、地域に無償貸付けすることによって、地域防災のために役立つということで考えておりますので、地方自治法第96条第6号の規定によりまして、議会の承認をいただきたいということでお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから議案第130号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） ちょっと、教えてほしいのは、閉鎖して使われていなかったということでございますけれど、トイレなんかは、そのままの格好で、ほかのトイレ以外は、そういう物置にするということではないのでしょうか。トイレは、そのまま置いておって、ほかの空いた部分に、そういう消防の物を保管するというのか、そこらへんは。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） この建物は、もうトイレだけです。ほかの物はありません。
ですから、そこを男女それぞれの便器はありますけれども、その部分を一部改造して、それを倉庫に資材庫に使うと。それで、今回、消防ポンプ車は、今、更新をずっと計画的に行っております。今、更新をしている消防ポンプ車は、以前よりか、どうしても車体の規格が大きくなっております。そういうことで、そういうところがないところは、消防ポンプ庫を、増築をしているのですね。だから、そういう増築をするよりか、ここの隣の物を活用してもらったほうが、非常に有効的であるということでもあります。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありますか。
ないようですので、これで質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 130 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 130 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 130 号、町有財産の無償貸付けについて（平福地域旧公衆用便所）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 131 号 佐用町総合計画の策定について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 6、議案第 131 号、佐用町総合計画の策定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 131 号、佐用町第 2 次総合計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
現行の佐用町総合計画は、本年度末をもって計画期間が終了をいたしますので、平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間を計画期間とした第 2 次総合計画を策定するものでございます。
このうち、基本構想につきましては平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間、基本計画につきましては平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を計画期間とするものでございます。
ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 131 号につきましては、12 月 13 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 7. 議案第 132 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南光地域保育園建設工事）

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 7、議案第 132 号、工事請負契約の変更について（（仮称）南光地域保育園建設工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 132 号、工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

6 月議会で契約の承認をいただきました、（仮称）南光地域保育園建設工事につきまして、建設残土の処分、地盤改良、擁壁天然石への仕上げへの変更、メッシュフェンスの高さの変更、植栽・街灯設備の追加、農道舗装復旧工事などの追加工事や変更がそれぞれ生じ、必要となったために、これらの工事費増による契約額の変更でございます。

消費税込みの契約金額 3 億 5,618 万 4,000 円を、910 万 7,640 円増額をいたしまして、3 億 6,529 万 1,640 円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 132 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今、町長のほうから追加の理由、残土処分とかいろいろ、概算で結構ですから、その額、それぞれどれぐらいの額になるのかということと…。

それから、当初の計画で、なぜこれが上げられなかったのか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 概算でございますが、建設残土処分で 140 万円。地盤改良で 91 万円。擁壁天然石仕上げへの変更で 61 万円。メッシュフェンスの高さ変更で 66 万円。植栽で 50 万円。街灯設備で 73 万円。農道舗装復旧工事で 114 万円。その他、少額なものがございまして、主だったものは以上でございます。

なお、建設、なぜ最初からということなのですが、フェンスの高さも若干低く想定しておりましたもので、これにつきましても野球場等がありますので、そのへんの関係で若干高くさせていただいております。

植栽につきましては、駐車場の関係で見直しをかねまして、植栽等変更を一部させていただいております。

それから、地盤につきましては、想定していた箇所でも若干改良が必要となりましたので、追加でさせていただいております。

それから、擁壁天然石も変更をしております。

以上でございます。

8 番（金谷英志君） はい、わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 132 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 132 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 132 号、工事請負契約の変更について（（仮称）南光地域保育園建設工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 133 号 字の区域及び名称の変更について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 8、議案第 133 号、字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 133 号、字の区域及び名称の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この地域につきましては、岡山県吉野郡石井村の 7 集落並びに讚甘村の中山集落につき

ましては、明治 29 年 4 月 1 日に、それぞれ兵庫県佐用郡石井村並びに江川村に編入された経緯がございます。

これらの地区におきましては、小字が地番ごとに付された、いわゆる一筆字が多くあり、8 集落の小字総数は 2,821 字に及びます。

今後、これらの地域で地籍調査事業を実施するに当たって、合筆等の処理に支障を来たすおそれがあるために、事前に字の区域及び名称を整理しようとするものでございます。

なお、字の名称の変更につきましては、おおむね字限図内に表記のある地番区域を 1 区画として字名をまとめようとするものでございます。

つきましては、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 133 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 質疑というのか、ちょっと確認、教えてもらいたいというふうで、ちょっと、質問させていただきます。

これ上がっておる部分については、ほ場整備なんかでやった場合だったら、当然、1 つの区域が変わって、そういうところへ直したりしておると思うのですよ。ですから、ここに上がっておる分については、そういうところを除いて、至るところに点々と、こういう区域ごとに名称が入っておるということであるのでしょうか。そこらへんは、どんなん。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） ほ場整備とかで、字区域の変更をする場合は、工事に伴って、土地の一部がほかの字に入るといような形での字区域の変更が主なところがございますが、今回の場合は、説明にもありましたように、一筆字という形で、1 つの地番に 1 つ字といような形のところがたくさんありますので、それを法務局の字限図にあるようなのを基本 1 字として変更するといった内容でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第 133 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 133 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 133 号、字の区域及び名称の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 134 号 農作物共済無事戻し金の交付について
日程第 10. 議案第 135 号 畑作物共済無事戻し金の交付について
日程第 11. 議案第 136 号 園芸施設共済無事戻し金の交付について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 9 に入ります。
日程第 9 から日程第 11 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 134 号、農作物共済無事戻し金の交付についてから、日程第 11、議案第 136 号、園芸施設共済無事戻し金の交付についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 134 号から議案第 136 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。
この 3 議案とも、各勘定ごとに共済無事戻し金を交付するもので、交付対象は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間の共済掛金の 2 分の 1 の額から、この 3 年間の支払い共済金と前 2 年間の無事戻し金を差し引いた額を交付対象者に交付するものでございます。
議案第 134 号の農作物共済の内訳は、水稻において交付対象者 1,024 名、交付金総額 82 万 5,357 円、うち町負担分が 61 万 9,018 円、連合会請求分 20 万 6,339 円でございます。
次に議案第 135 号の畑作物共済の内訳は、大豆におきまして交付対象者 5 名、交付金総額 5 万 3,010 円で、全額を連合会請求分により充当いたします。
次に議案第 136 号の園芸施設共済の内訳は、園芸施設において交付対象者 11 名、交付金総額 6 万 8,791 円で、町負担分 4,774 円、連合会請求分 6 万 4,017 円でございます。なお、交付時期は平成 29 年 1 月 31 日を予定いたしております。
以上、農業災害補償法施行規則第 24 条及び各勘定ごとに佐用町農業共済条例第 42 条・第 96 条・第 119 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
ご承認賜われますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。
ただ今議題にしております議案第 134 号から議案第 136 号につきましては、本日即決とします。
それでは、日程第 9、議案第 134 号、農作物共済無事戻し金の交付についてに対しての質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 134 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 134 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 134 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 10、議案第 135 号、畑作物共済無事戻し金の交付についてに対して質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 議案第 134 号は、全町にわたってだろうと思うのですが、この議案第 135 号の大豆の 5 名というのは、どこの地域いうのか、どこの集落でしょうか。そのことだけ。

[農林振興課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） この 5 名について、ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんので、どこの集落かというのは、ちょっと今、お答えできかねます。申しわけございません。

議長（岡本安夫君） よろしい？よろしいか？

7 番（岡本義次君） 後で出してもろたらええ。それで、反対するわけではないので。

議長（岡本安夫君） はい。
ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） なし。はい、ないようですので、これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 135 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 135 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 135 号、畑作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 11、議案第 136 号、園芸施設共済無事戻し金の交付についてに対しての質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） これも、どこの集落で、中身、園芸って、何をつくった分なのでしょうか。それを…。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 申しわけございません。これも集落については、わかりませんが、園芸施設は、ハウスの共済でございますので、中身は特に関係しません。外の建物に対する被害があったかどうか。そういうことですので、はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 園芸の中身の野菜とか花とか知らんで、ちょっとわからへんで、そやけど、そのハウスに対しての、この分で上がったということ？今回は。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 中身につきましては、畑作物は、大豆とかいった保険があるのですけれども、例えば、ほかの野菜類とかについては、共済の対象にはなっていませんので、園芸の施設に対する共済でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 136 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 136 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 136 号、園芸施設共済無事戻し金の
交付については、原案のとおり可決されました。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい。

9 番（山本幹雄君） 質疑せい言うけど、質疑しようと思ったら、資料持っていません。で
きません。言うて、それで質疑できんだらう。資料ぐらい持ってこささなあかんは。
それで、ごっつい資料かと思ったら違うやん。こんなもの。
そやのに資料がありません言うて、それだったら質疑なんかできんがな。根本間違っ
てるで。これ、きっと。議会としておかしい。こんなん。そう違う？議長。
質疑してください言うて、質疑したら資料がありません言うて、そんな答弁。いやそり
ゃ、難しい、そこまでのんはないだらうというのはあるよ。たまに、今までだってあったけ
ど、こんなもんお前、どこや言うたら、そんなもんの資料さえ持って来ておれへん言うた
ら、何を聞くねんいう話や。
どない思う。僕の言うておることおかしいですか。

議長（岡本安夫君） いえいえ、わかりますけど…。

9 番（山本幹雄君） そうやろ。ちょっと、これ、もうちょっと真面目にさせなあかんは。

議長（岡本安夫君） 先ほどの質疑につきましては…ちょっと、休憩するで。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

議長（岡本安夫君） 少し早いですけれど、それでは休憩を解き、会議を再開します。

日程第 12. 議案第 137 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 12、議案第 137 号、佐用町税条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 137 号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。このたびの町税条例に関する主な改正は 4 点でございます。

1 点目は、個人住民税、法人町民税に係る延滞金の計算期間等の見直しでございます。国税の改正を踏まえ申告をした後に減額更正がされ、その後さらに増額更正又は修正申告があった場合、その増額部分に係る延滞金の計算期間から一定期間を控除するものでございます。

2 点目は、個人町民税の医療費控除の特例でございます。これは、平成 30 年度から平成 34 年度分の個人町民税に限り、納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費について、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合に、1 年間の購入額が 1 万 2,000 円を超える時に、その超える金額、上限 8 万 8,000 円について所得控除をするものでございます。

3 点目は、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長でございます。平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得された、一定の環境性能を有する軽自動車について、現行の特例措置の適用期限を 1 年延長するものでございます。

4 点目は、特例適用利子及び特例適用配当等に係る課税の特例でございます。これは、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対して、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

以上、ご説明申し上げました町税の一部を改正する条例につきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 137 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 私、総務委員じゃないので、ちょっと簡単にお尋ねしますけれど、この 1 番の住民税の延滞金と云々の、こういうような対象者はたくさんいるのかな。このこと、概算でよろしいですけど、どれぐらいおるのかいうのと…。

それから、4 番の配当利子ですね、特例分離課税。これらについて、もう少し、詳しく詳細にお願いしたい思います。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 税務課長。

税務課長（敏蔭高弘君）　　ただ今、ご質問のありました延滞金の件ですけれども、この延滞金につきましては、これは、国税の改正に基づきまして、条例を改正いたしております。このたびの改正の理由につきましては、最高裁判決を踏まえた形での国税の分です。ですから、どれぐらいと言われました件につきましては、町条例におきましては、そういった国税におきます事例等がございませんので、当町においては無いものと思われま。

それと、4番の特例利子、配当等の件でございますけれども、これも所得税法の改正が一部ございました。それに伴いまして、関連ですけれども、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等が改正されました。これにつきましては、外国ということですが、台湾というふうなことが指定されておりますので、台湾の方が国内におきまして、海外の企業等から得る利子、配当等への分離課税ということがございますので、当町におきましては、そういったことはないものかと思われま。

〔岡本義君　挙手〕

議長（岡本安夫君）　　岡本議員。

7番（岡本義次君）　　今の話いうのか、報告聞かせてもらったら、佐用町においては、そういう国税が変わることによって、こういう同じように連動して変わったんにしても、そんなに大した佐用町としては影響がないと、こういうことでいいのですね。

税務課長（敏蔭高弘君）　　はい。

議長（岡本安夫君）　　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第137号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）　　ご異議なしと認めます。よって議案第137号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13. 議案第138号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君）　　続いて、日程第13、議案第138号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長　庵逄典章君　登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 138 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、けんこうの里三日月の 1 階部分 494.69 平方メートルのうち、463.72 平方メートルをサンホームみかづきへ貸し付けるための条例改正でございます。

まず、第 2 条第 2 号の改正でございますが、住所地番の変更でございます。平成 10 年 3 月 23 日に地番整理がなされ 515 番地 1 になっておりましたので、今回、住所地番の変更をするものでございます。

次に別表につきましては、1 階部分につきまして、サンホームみかづきへ賃貸借契約により 1 階部分を貸し付けするために、大休憩室及び小休憩室の貸し出しを終了するための項目を削除する改正でございます。

以上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 　　提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 138 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 　　岡本議員。

7 番（岡本義次君） 　　総務委員じゃないので、聞かせてもらうのですが、これ、いろいろ料金入っていますね。その分と管理しておる人の人件費との金額的には、どんなんでしょうかいのが 1 点。

それと、今度、サンホームに無料で貸し付けるというふうに、この前の全協でお話しされましたけれど、そこらへんは、地域づくり協議会とか、自治会長らは全部、そういう納得いうのかしてされたか、そこの 2 点と…。

私が、前にお風呂がなくなって、客、利用者が激減しております。ですから、溶岩風呂にしてでも置いておったほうがええんじゃないかって、私も言うたんですけど、それがなくて、風呂がなくなって、利用者も減ってしまったということを三日月の人にもよく聞くのですが、そこらへんについては、どうだったのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 　　はい、町長。

町長（庵途典章君） 　　この三日月、けんこうの里の利用と、サンホームへの貸し付けの利用については、これまで議会の皆さん方にも、随分、いろいろと経過を説明してきたはずですが。先般も、この貸し付けにつきましては、今、無料でというのではなくって、一応、佐用町として賃貸借契約という中で、有償で貸し付ける。そして、サンホームに、その管理委託をするということも、これ岡本議員も十分聞いていただいていると思うのですよね。

だから、それは承知の上で、私は提案説明をさせていただいておりますので、少なくとも、基本的な内容につきまして、私は事前に、そういう説明もさせていただいたというふうに思っておりますので、それを思い出していただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それは、そうかもわからんけれど、三日月へ行った時に、三日月の人が、いろいろそういう自治会にも、そういうみんなに投げかけて、そして、また、地域づくり協議会にもそういつて、言うてやって、それがみんな、地域の人が知っておるのかいうのも含めて、お尋ねしておるのであって、そこらへんについては、どうなのかな。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） その経過の中でも、地域の皆さんと、この利用について、ずっと1年間ぐらいかけて協議をして、最終的に、そういう皆さんの同意を得て、今回、そういう契約に至ったと。

契約をするから、この条例も変更をさせていただきたいという、今回の条例です。

ですから、全員の方が、それは了解をしているということではないかもしれませんがけれども、基本的に代表の自治会長さん、それから、直接のここ真宗とか、春哉、そういう自治会長さんにも入っていただいて、サンホームは、これからどういうふうにご利用して、これを地域のためにも開放して、地域の皆さんのデイサービス事業に活用していくということで、話し合いの上、決定をしたことです。

この件も当然、報告をさせていただいたつもりです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） そしたら、自治会長とか、地域づくり協議会が納得の上でやったということでございますけれど、それが下の地域の町民に伝わっていないのじゃないかと思うのです。そこらへんは、どがいなん？三日月の支所長。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、三日月支所長。

三日月支所長（船引和範君） 今、町長のほうから答弁していただきましたように、連合自治会におきましては、役員会。そして、また、先月、研修会ございましたので、連合自治会の方々には、どういう取り組みかということで、ご説明をさせていただきました。

議員がおっしゃっているとおり、町民の方への周知徹底までは至っております…。地元の志文、真宗自治会長に、この事業の計画につきまして、ご説明をさせていただいておりますので、地域の方への浸透もしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 地域の方に浸透しておるといふ、今、答弁なのですが、地域の人は、三日月の人会った時に、よくあっちこっちで、そういう声聞きますので、それ果たして、知らなんだら伝わってないのじゃないかという気がしておるんやけどな。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） こういう協議の場合、どうしても、例えば、ここでも議員の皆さん方に、町民の代表として、いろいろと協議をいただいたり、審議いただいて、議決もいただくと。

でも、その中で、町民の人が、皆、全部が、一人一人が、それを賛成なのか、反対なのかというような、また、理解されているか。そんなことは、これはやっぱり、これは基本的に不可能ですよ。

ですから、代表の中で、こうした形で決定をしていただくということです。

だから、出ていただいている自治会の自治会長さん、その方も地域の代表として出ていただいて、その中で話をし、持って返って、また、地域の中で、協議をしていただいたり、地域の意向を伝えて、そこで話し合いをしてきたわけですから、岡本議員が言われるように、全く地域の自治会長さんとかの話も、協議もせずに提案しておるのだったら、それは、地域の人が全然知らないというふうに言われますけれども、それは、当然ですけれども、しかし、そうした何回も、そういう話し合いをした中で、自治会長さんらの、じゃあ立場はどうなのですかということです。自治会長さんたちが、一応、責任を持っていただいて、後は、代表としての話し合いをしていかないと、じゃあ、私たちが、地域の今、岡本議員が聞かれた方と一緒に、一人一人に話をせよと言われても、それは、どんな事業も全てのことができない。このことは、よくわかっておられると思うのです。

7番（岡本義次君） ええか。3回しておるけど。

議長（岡本安夫君） ほかにないですか。

〔西岡君「もうちょっと、早く聞いてくださいよ。これで6回目ですよ。初めから6回目です。3回と決めておるんやから、きちんとここで、注意しておいたほうがええ」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それは、僕はね、全員にずっと言うて回れとかじゃなくて、三日月でもある程度、有力いうのか、いろいろされておる方が、私らに、そうやって尋ねられたりしますので、そこらへんが、今、町長が言われるように、自治会長が各集落において、そういう説明がなされてなくて知らないということだと思ふのですよ。

ですから、そこらへん自治会長が、もっとやっぱり責任持って、こういうこと決まって、皆さん、こういうようになりましたよって、皆さん、そして、その前に、そういう話が、投げかけがあった時に、町民としては、何かほかに代案とか、ほかに考え、いいやつがあるのか、どうかということも吸い上げるいうのか、それ決めるまでにですよ、そういうこと

も、自治会長が、ちゃんと役割りをしてくれておったら、そういうことがないんやけど、そこらへんでは。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そんなことまで自治会長さんが、じゃあ、されてませんなんていうこと、私可言えません。

しかも、その有力者が言うたとか、そんな言葉は、それは本当に、これは非常に大きな問題ではないかと思えます。

少なくとも、自治会長さんが、行政のいろいろな問題を一緒に考えていただいて、協力していただいて進めていくためには、地域の代表としての自治会長という職、これも私のほうも委嘱させていただいて務めていただいているわけですから、それぞれの自治会長さんとの、これは信頼関係の中で、お互いに立場、自治会長さんとして協議に入っておりますし、当然、この問題も前から説明させていただいて、地域からも、ほかの活用ができないかということでも検討をされました。

しかし、実際に地域でそれを使うということは、なかなかできない。現状の中で、こうした地域にも役立つ、福祉の里としての三日月、サンホームの事業の拡大の中で、地域の人もみんな、そこでデイサービス等を使われて、あそこが運営をされているわけです。そういう形で、これを福祉の里の今までの経過の中で、そういう方向の中で活用していこうということで、最終的な結論をいただいているわけですから。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 138 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 138 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14. 議案第 139 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 14、議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

議案第 137 号においてご説明いたしましたとおり、所得税法等の一部を改正する法律により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正をされ、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

この改正を受け、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めるものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案のご説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 139 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 139 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15. 議案第 140 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 15、議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 29 年度における第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするものでございます。

介護保険制度におきましては、第 1 号被保険者の保険料段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いております。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生ずる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないために、土地収用等で土地等を譲渡すれば所得が急増し、その翌年の介護保険料が高額になる場合がございます。

土地の売却等には、災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、このような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に際しては、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることといたします。

なお、今回の改正を平成 29 年度における「特例」といたしておりますのは、介護保険料は、原則として 3 年間同一の保険料率を用いることとされている一方で、第 1 号被保険者の負担軽減を早期に図る観点から、介護保険法施行令の一部改正によりまして、市町村が条例で定めるところにより、今回の所得指標の見直しを特例的に平成 29 年度から実施することができることとされていることを受けまして、第 6 期計画期間の中途で行うものでございます。

なお、次期計画が始まります平成 30 年度以降におきましては、同施行令の一部改正によりまして、恒久的な措置が取られておりますことを申し添えます。

以上、ご説明申し上げました。ご承認賜りますように、お願い申し上げます。ご説明を終わります。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 140 号は、産業厚生常任委員会に付託することを予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 140 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-
- 日程第 16. 議案第 141 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 17. 議案第 142 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 18. 議案第 143 号 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 19. 議案第 144 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 20. 議案第 145 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 21. 議案第 146 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 22. 議案第 147 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 23. 議案第 148 号 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 16 から日程第 23 については一括議題とします。これに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 16、議案第 141 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出についてから、日程第 23、議案第 148 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 141 号から議案第 148 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 141 号、佐用町一般会計補正予算（第 4 号）から説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,402 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132 億 9,412 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によってご説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、使用料 31 万円の増額。けんこうの里三日月の施設の一部を、サンホームみかづきへ貸し付けることによる行政財産使用料の追加でございます。

国庫支出金につきましては、797 万 2,000 円の増額。うち、国庫負担金は 130 万 4,000 円の増額で、保険基盤安定負担金の増額でございます。国庫補助金は 666 万 8,000 円の増額で、個人番号カード交付事業費補助金の増額、地域介護・福祉空間整備推進交付金の増額などが主なものでございます。

県支出金につきましては、255 万 2,000 円を増額いたしております。うち、県負担金は 381 万 5,000 円の増額で、先ほど国庫負担金で申し上げました内容と同様で、保険基盤安定負担金の増額でございます。県補助金は 13 万 1,000 円の増額で、不育症治療支援事業補助金の追加などがございます。県委託金は 139 万 4,000 円の減額で、参議院議員通常選挙の精算による減額となっております。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金 650 万円の増額でございます。

繰入金につきましては、492 万円の増額で、財政調整基金繰入金でございます。

諸収入につきましては、雑入 16 万 7,000 円の増額。前年度の福祉医療の補助金確定による過年度収入の増額、ひまわり祭り駐車料金の減額などがございます。

町債につきましては、4,160 万円の増額でございます。内訳といたしまして、観光関連施設整備事業債は、道の駅宿場町ひらふくの改修事業費増額に伴い、合併特例事業債を増額。道路新設改良事業債も事業費の増額に伴い、過疎対策事業債を増額。歴史的環境保存施設整備事業債は、文化財調査室移転事業に伴い、合併特例事業債を追加計上いたしております。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。予算書 2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、542 万 4,000 円の増額でございます。うち、総務管理費は 287 万 4,000 円の増額。主な内容といたしましては、社会保障・税番号制度システム整備委託料の減額。また、ふるさと応援寄附金の返礼品にかかる記念品及び報償品代は増額。コミ

ユニティバス運行业務委託料につきましては、終点の延伸や増便などにより増額をいたしております。戸籍住民登録費は460万6,000円の増額で、地方公共団体情報システム機構交付金の増額でございます。選挙費は、参議院議員通常選挙の精算により206万2,000円を減額。統計調査費は6,000円の増額で、県委託金の精算によるものでございます。

民生費につきましては、2,336万円の増額。うち、社会福祉費は2,942万円の増額で、平成27年度臨時福祉給付金の実績確定による補助金返還金の予算措置、国民健康保険・介護保険など特別会計繰出金の増額が主な内容でございます。児童福祉費は606万円の減額、臨時職員賃金の減額が主な内容であります。

衛生費につきましては、175万8,000円の増額でございます。うち、保健衛生費は33万1,000円の増額で、不育症治療支援補助金の追加が主な内容でございます。清掃費は142万7,000円の増額で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額でございます。

農林水産業費につきましては、550万円の増額。農業費において、町単独土地改良事業補助金の増額、南光ひまわり館運営補助金の追加でございます。

商工費につきましては、600万円の増額で、道の駅宿場町ひらふく改修事業の工事請負金を増額いたしております。

土木費につきましては、306万8,000円の増額。うち、道路橋梁費は510万円の増額で、事業費の増加に伴う予算措置を行うものであります。都市計画費は203万2,000円の減額で、播磨高原広域事務組合上下水道事業への繰出金が確定したことに伴う予算措置でございます。

消防費につきましては、12万8,000円の増額で、消防協力員の被服費の増額でございます。

教育費につきましては、1,878万3,000円の増額。うち、中学校費は12万5,000円の増額で、社会保険料の増額でございます。社会教育費は1,865万8,000円の増額で、文化財調査室を上月支所へ移転するための事業費の追加が主な内容でございます。

次に、地方債の変更でございますが、第2表、地方債補正により、ご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。

観光関連施設整備事業、道路新設改良事業及び歴史的環境保存施設整備事業につきましては、事業費の増加により、起債の限度額をそれぞれ1億3,970万円、3億2,500万円、5,800万円に改めるものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第142号、平成28年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,668万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,828万3,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

国庫支出金につきましては、2,168万2,000円の増額で、内訳は国庫負担金で1,522万円、国庫補助金で646万2,000円の増額でございます。

療養給付費等交付金につきましては、2,560万6,000円の増額でございます。

前期高齢者交付金は、88万8,000円の増額。

県支出金は、県補助金で県財政調整交付金598万7,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、1,346万9,000円の増額で 他会計繰入金でございます。

諸収入につきましては、雑入で905万1,000円の増額で、交通事故等納付金でございます。

次に歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費につきましては、35万6,000円の増額であります。

保険給付費につきましては、6,600万円の増額で、内訳は療養諸費で2,300万円の増額、高額療養費で4,300万円の増額であります。

後期高齢者支援金等は、70万2,000円の減額。

前期高齢者納付金等は、13万1,000円の減額。

老人保健拠出金は、3,000円の減額であります。

介護納付金は、30万5,000円の減額。

保健事業費は、特定健康診査等事業費で9万6,000円の増額であります。

諸支出金は、1,137万2,000円の増額で、償還金及び還付加算金で過年度の療養給付費交付金等によるものでございます。

以上で、佐用町国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第143号、平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,904万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

繰入金は、他会計繰入金で1,000円の減額。

諸収入は、雑入におきまして、健康診査費補助金の過年度精算金で2万5,000円の増額であります。

次に、歳出であります。総務費は、総務管理費で20万3,000円の減額でございます。

諸支出金は、償還金及び還付加算金で、前年度補助金の精算による22万7,000円の増額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第144号、平成28年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,244万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,673万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

保険料につきましては、791万2,000円の増額。介護保険料におきまして、現年度特徴分の10月末日の調定見込額をベースに増額計上をいたしております。

国庫支出金につきましては、2,331万3,000円の増額。うち、国庫負担金におきまして、1,634万3,000円の増額、国庫補助金におきましては、697万円の増額で、それぞれ保険給付費の法定負担分でございます。

支払基金交付金につきましては、同様に、2,287万9,000円の増額でございます。

県支出金につきましても、同様に、県負担金1,021万4,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、1,812万8,000円の増額。うち、一般会計繰入金におきましては1,094万8,000円の増額。保険給付費の法定負担分及び事務費等に係る繰り入れでございます。基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金718万円を増額計上いたしております。

次に、歳出でございます。総務費につきましては、73万5,000円の増額。総務管理費におきまして、介護保険料の段階の判定の見直しに係るシステム整備費の追加計上等でございます。

保険給付費につきましては、8,171万1,000円の増額であります。うち、介護サービス等諸費におきましては7,963万7,000円の増額、高額介護サービス等費におきましては207

万 4,000 円の増額で、それぞれ給付実績の増加見込みに基づくものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 145 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 万 3,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,633 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。繰入金につきましては、26 万 3,000 円の増額、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして、26 万 3,000 円の増額で、下水道使用料を計上いたしております。

以上で、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 146 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 784 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書 1 ページ、使用料及び手数料におきましては 30 万円の減額で、グループ用ロッジの改修工事に伴う休業による使用料の減額でございます。

諸収入におきましては、8 万 3,000 円の減額で、主に天文台公園運営委託金の調整によるものであります。

次に歳出でございますが、教育費におきましては、38 万 3,000 円の減額であり、内容につきましては、社会教育総務費におきまして、実績に伴う職員の人件費が 16 万 1,000 円の増額。グループロッジ運営費におきましては、グループロッジの改修休業に伴う需用費 19 万 9,000 円の減額。天文台公園運営費におきましては、望遠鏡用部品の購入等による消耗品費 98 万 9,000 円の増額、実績に伴う電気料 56 万 1,000 円の減額、入札減による各種委託料 142 万 1,000 円の減額、天文台利用者用のパソコン更新による備品購入費 31 万 7,000 円の増額が主なものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 147 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,716 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。

諸収入につきましては、200 万円の増額であります。うち、雑入におきまして、第 68 回保健文化賞の賞金 200 万円を追加計上するものでございます。

次に歳出でございますが、総務費につきましては、200 万円の増額であります。うち、総務管理費におきまして 200 万円の増額で、車両購入費、備品費の追加によるものでございます。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 148 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 162 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,867 万円に改めるものでございます。

まず、収入から申し上げます。

営業収益で 162 万 1,000 円の増額となっております。家畜共済勘定の 150 万円は、家畜

評価基準の変更による家畜共済掛金の増額であります。畑作物共済勘定の5万3,000円の増額は、無事戻しの実施による連合会特別交付金の増額でございます。園芸施設共済勘定の6万8,000円の増額におきましては、無事戻しの実施による連合会特別交付金の増額6万4,000円と、同じく無事戻しの実施に伴う園芸施設特別積立金戻入の4,000円の増額によるものであります。

次に支出でございますが、営業費用の162万1,000円の増額でございます。家畜共済勘定で評価基準変更による共済掛金増額に伴いまして、家畜保険料を125万円増額。家畜責任準備金を25万円増額といたしております。次に、畑作物共済勘定は、無事戻しの実施により、大豆無事戻金を5万3,000円増額いたしております。園芸施設共済勘定につきましても、無事戻しの実施により、園芸施設無事戻金を6万8,000円増額をいたしております。

以上、佐用町農業共済事業特別会計補正予算の提案とさせていただきます。

以上で、議案第141号、一般会計から特別会計148号までの、それぞれ補正予算についての説明を終わらせていただきます。

それぞれ、ご審議いただきまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第141号から議案第148号につきましては、12月13日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第24. 同意第5号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25. 同意第6号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第24に入ります。

日程第24と日程第25を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第24、同意第5号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてと、日程第25、同意第6号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第5号及び第6号の佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

まず、同意第5号でございますが、平成28年12月26日をもって、「永井 薫」教育

委員の1期目の任期が満了いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定により再任いたしたく、同法第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、2期目の任期でございますが、同法第5条第1項の規定のとおり、平成28年12月27日から4年となっております。

次に、同意第6号でございますが、平成28年8月18日に「横生 均」教育委員がお亡くなりになり、その後、地教行法第3条の規定による4名の委員のうち、1名が不在となっております。

こうしたことから、後任に、岡本 正氏を任命いたしたく同法第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、後任の委員の任期でございますが、同法第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間となっておりますので、平成29年12月26日までとなります。

第5号の再任及び第6号の後任の委員の任命につき、それぞれ、ご同意を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

ただ今議題にしております同意第5号と同意第6号につきましては、本日即決とします。

この際、お諮りいたします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより同意第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第5号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって同意第5号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

続いて、日程第25、同意第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第6号を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって同意第6号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第26. 委員会付託について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第26に入ります。

日程第26は、委員会付託についてであります。

ここで資料配付のため、しばらく休憩します。

午前 11 時 56 分 休憩

午前 11 時 58 分 再開

議長（岡本安夫君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日 12 月 7 日、午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 11 時 58 分 散会
